

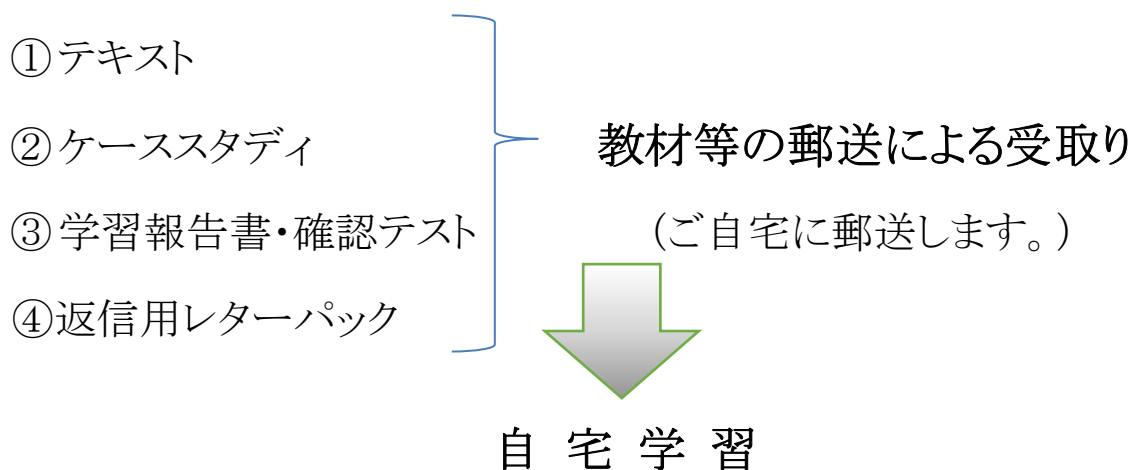
令和2年4月24日実施の宅地建物取引士法定講習を受講される方へ

一般社団法人 全国住宅産業協会
TEL 03-3511-0611

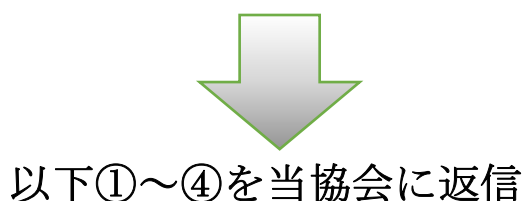
宅地建物取引士に対する法定講習における新型コロナウイルス感染症への対応について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を配付し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針を示し、告示を改正しました。

つきましては、この方針及び告示を踏まえ、**4月24日は通常の講習は実施せず、自宅学習とし、以下の要領で取引士証を交付します。**



(教材の熟読後、確認テストを実施し、学習報告書に記入をお願いします。)



- ①学習報告書
- ②確認テスト
- ③現在お持ちの取引士証(期限切れを含む)
- ④新しい取引士証を郵送するための返信用封筒

上記到着後、返信用封筒にて新宅地建物取引士証を郵送いたします。

なお、事務局が交代勤務を実施しているため、発送に遅れが出る場合があります。業務上支障がある場合はご相談ください。